

# 柏崎「地消地産」研究会 会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は柏崎「地消地産」研究会と称する。

第2条 本会は事務局を会長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は柏崎市における農・畜産物及び農産加工品の販売促進の研究活動を主とし、「地消地産」を基本に、柏崎市の経済循環を推進するための研究活動をする。

第4条 本会は前途の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の消費動向から地域の生産促進に関する研究。
- (2) 柏崎市における農・畜産物及び農産加工品の地域内循環のあり方の推進研究。
- (3) 柏崎市の農・畜産物及び農産加工品の商流に関する推進研究
- (4) 柏崎市の農業生産物の利用普及に関するイベント等の開催。
- (5) 柏崎市の担い手の発掘及び育成指導に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要と認める事項。

## 第3章 組 織

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第6条 本会に入脱会の際はその旨会長に申し出なければならない。

## 第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 1名  |
| (3) 幹事  | 若干名 |

第8条 会長・副会長は幹事の互選による。会長は本会を代表し、本会の決定に従って会務を総括し、執行する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員が出たときは補充することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

第10条 本会の会議は総会、幹事会とする。

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。通常総会は毎年1回これを招集する。臨時総会は会長又は幹事会がその必要を認めたとき、若しくは会員の1/3以上から会議の目的たる事項を示し、請求があったとき招集する。

第12条 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

第13条 総会の招集は1週間前までに、会議の目的たる事項を示した書面等をもって全会員に通知するものとする。

第14条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 幹事の承認
- (4) その他の必要事項

第15条 幹事会は幹事をもって組織し、必要に応じて会長がこれを招集する。

第16条 幹事会は総会に次ぐ議決機関として本会則4条に掲げる事業を執行する。

## 附 則

第1条 本会の会則は、平成 29年 8月 1日から施行する。